

第1 審査会の結論

平成30年1月16日付けの開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、平成30年1月29日付けで宮崎県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は、平成20年から平成29年までの10年間に係る日本国憲法尊重擁護義務（憲法第99条）宣誓書（以下「宣誓書」という。）の廃棄記録に関連し、担当部名、担当者名及び責任者名が理解できる記録並びにどこの業者にいくらかで廃棄させたのか理解できる文書について本件請求を行った。

2 実施機関の決定

本件請求に対して、実施機関は、開示請求に係る公文書を保有していないとして本件決定を行い審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件決定に対して平成30年1月31日に審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「不開示決定処分を取り消す」との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 子供じみた虚偽回答であり人権（知る権利）の侵害である。

イ 担当部名、担当者及び責任者がいないのに文書を勝手に処分していいはずがない。

ウ 文書廃棄は通常業者に任せる。一般文書廃棄と違い無差別に廃棄していないはず。

(2) 反論書

ア 審査請求人が独自に調べたところ、同じ宮崎県でも退職後最低2年間は保存している組織があるし、県内の他自治体でも宣誓書について同様に退職後2年保存をしている。永久保存している組織もある。

イ 教育委員会が入庁後3年で廃棄して良いはずがなく、同じ宮崎県なのに保管期間が3年又は30年と差がある状況が常識では考えられない。

第4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件決定を行った理由として、弁明書及び審査会が説明を求めた諮問庁説明書（以下「説明書」という。）において、おおむね以下のとおり文書が存在しない理由を説明している。

(1) 弁明書

ア 担当部名、担当者名及び責任者名が理解できる記録について

宣誓書は、県教育庁等文書取扱規程（以下「文書取扱規程」という。）に基づき保存期間の経過後廃棄することとしているが、本件請求に係る公文書についての定めはなく記録を作成していない。

イ どの業者に、いくらで廃棄させたのか理解できる記録について

宣誓書は、業者への委託ではなく、担当職員が裁断機を使用して廃棄しているため、請求文書は存在しない。

(2) 説明書

廃棄予定文書目録及び引継（廃棄）文書目録（以下「目録」という。）を作成していないため、請求文書は存在しない。

第5 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成30年 4月17日	諮問を受けた。
平成30年 6月 6日	諮問の審議を行った。
平成30年 6月13日	審査会より実施機関に説明書の提出を求めた。
平成30年 7月 3日	実施機関より説明書の提出があった。
平成30年 8月28日	諮問の審議を行った。
平成30年12月12日	諮問の審議を行った。

第6 審査会の判断理由等

審査会は、本件決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 事実関係について

(1) 実施機関が作成した弁明書によると、宣誓書の保存期間を3年と定めているなか、まだ保存期間が経過していない平成26年4月から平成29年4月採用の職員の宣誓書についても廃棄していると読み取れたため、実施機関に説明書の提出を求めたところ、それらの職員の宣誓書については、保存しているとの回答があ

った。

- (2) 審査会において文書取扱規程を確認したところ、文書を廃棄する際は目録を作成することと規定されていたため、実施機関が廃棄したとする宣誓書を廃棄する際に当該目録を作成しているかを確認したところ、目録は作成していないとの回答があった。
- (3) 実施機関が宣誓書の保存期間を3年と定めていることについては、平成29年10月25日付け諮問第65号において提起され、平成30年3月26日付けで発出した答申第63号において確認している。

2 本件決定に対する判断について

本件審査請求の趣旨は、文書があるはずだと主張する審査請求人に対し、文書が存在しないとして行った本件決定の取消を求めるものであるため、実施機関の主張の合理性等について検討した。

実施機関が主張するように、保存期間が経過した宣誓書については、職員が裁断機を使用して廃棄している実態がある以上、業者から提出される廃棄証明のような宣誓書の廃棄記録が存在しないことについて不自然な点は認められない。

また、目録が存在すればそのものを廃棄記録として特定することも考えられるが、目録を作成していない以上、宣誓書の廃棄記録が存在しないとする実施機関の説明についても不自然な点は認められない。

なお、保存期間が経過していない宣誓書については、そもそも廃棄記録が存在する余地がないため、宣誓書の廃棄記録が存在しないことは当然である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

3 付言

第6の1において整理したとおり、審査会が説明を求めて判明する事実があるなど、実施機関が作成した弁明書における説明は十分でないと言わざるを得なく、処分を行った理由等について丁寧な説明が必要であった。

さらに、文書取扱規程に基づく必要な書類を作成していないことが確認されていることから、今後、実施機関は、保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務を全うするという宮崎県情報公開条例の目的を踏まえ、適切な文書の取扱いについて徹底すべきである。